



せたがや
SETAGAYA CITY

令和8年度 認知症ケア研修

世田谷区の認知症施策について

～認知症になってからも安心して自分らしく暮らせるまちを目指して～

世田谷区高齢福祉部介護予防・地域支援課

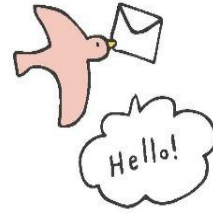
これからの内容

1. 認知症を取りまく状況

2. 世田谷区の取り組み

- 世田谷区認知症とともに生きる希望条例・希望計画
- 認知症在宅生活サポートセンター
- アクション講座、アクションチームなど

3. これからの認知症ケアについて



あんしんすこやかセンター
マスコット「あんすこ君」

1. 認知症を取りまく状況

- 人口：926,103人（令和7年4月1日現在）
- 65歳以上人口：190,476人（前年より+1,829人）
- 高齢化率：20.57%（全国平均29.0%）
- 介護保険の要支援・要介護認定者数：51,726人

●介護保険の要支援・要介護認定者における認知症高齢者数：33,484人

*介護認定を受けていない、または、若年性認知症の方は含まない。そのため、実際の認知症の方の数はもっと多い。

- 地域包括支援センター（あんしんすこやかセンター）数：28か所（委託）

統計引用元：せたがや統計情報館ほか



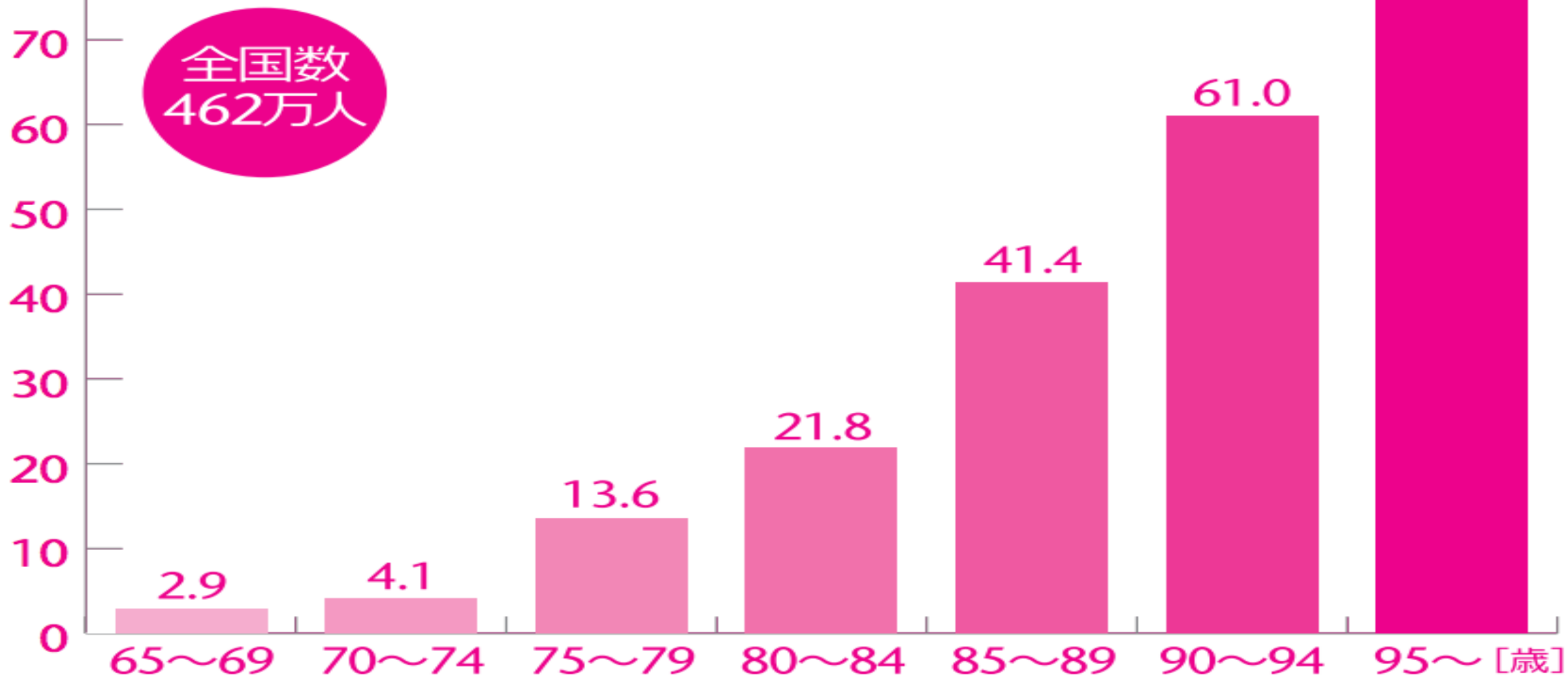
世田谷区の特徴

- ・都心から近く、人口の流出入率の高い20代～30代の単身世帯が多い。
- ・下北沢等の若者のまち、成城等の高級住宅街、二子玉川等のおしゃれな店が立ち並ぶ街、緑の多い崖線エリア等、地域によって個性がある。
- ・マンションが多く、自治会の加入率が年々低下し、地域のつながりも希薄になってきている。

認知症高齢者の割合

厚生労働省研究班推計(2013)

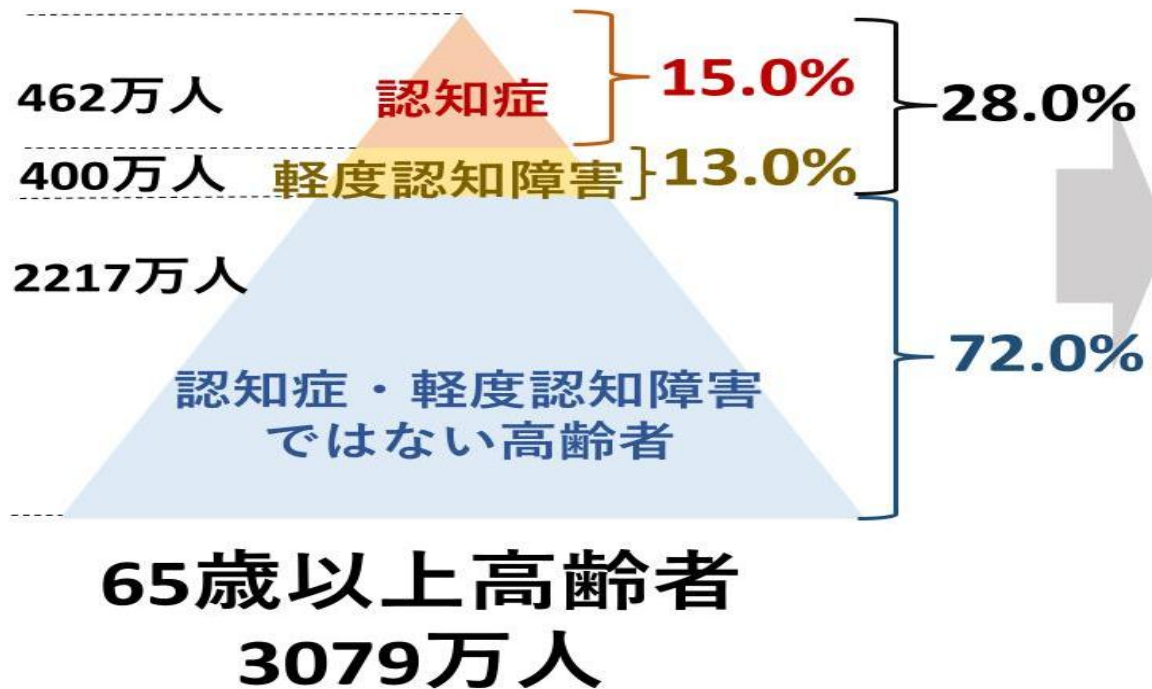
全国数
462万人



認知症有病率の変化

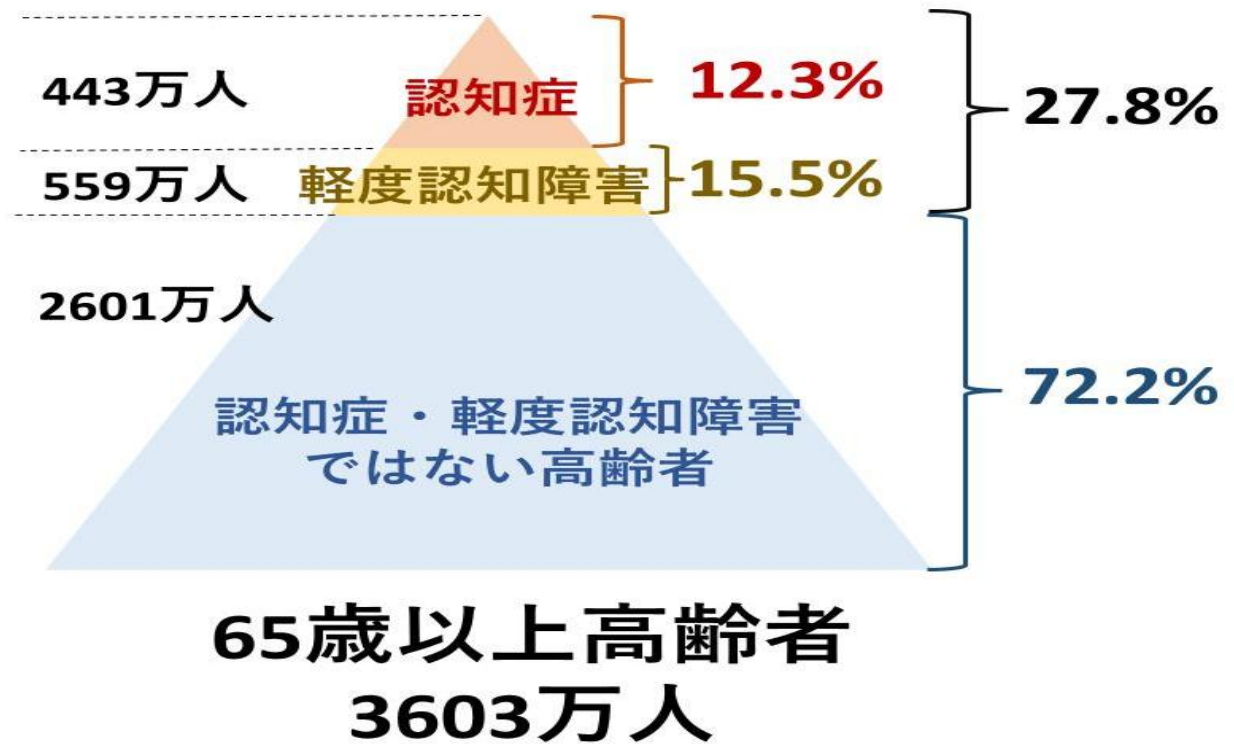
- ・2012調査と比較すると、認知症の有病率は15%から12.3%と低下している一方で、MCIの有病率は13%から15.5%と上昇している。

2012年有病率調査



平成23年度 厚生労働科学研究費補助金 認知症対策総合研究事業
「都市部における認知症有病率と認知症の生活機能障害への対応」
(研究代表者 筑波大学 朝田隆)

2022年有病率調査

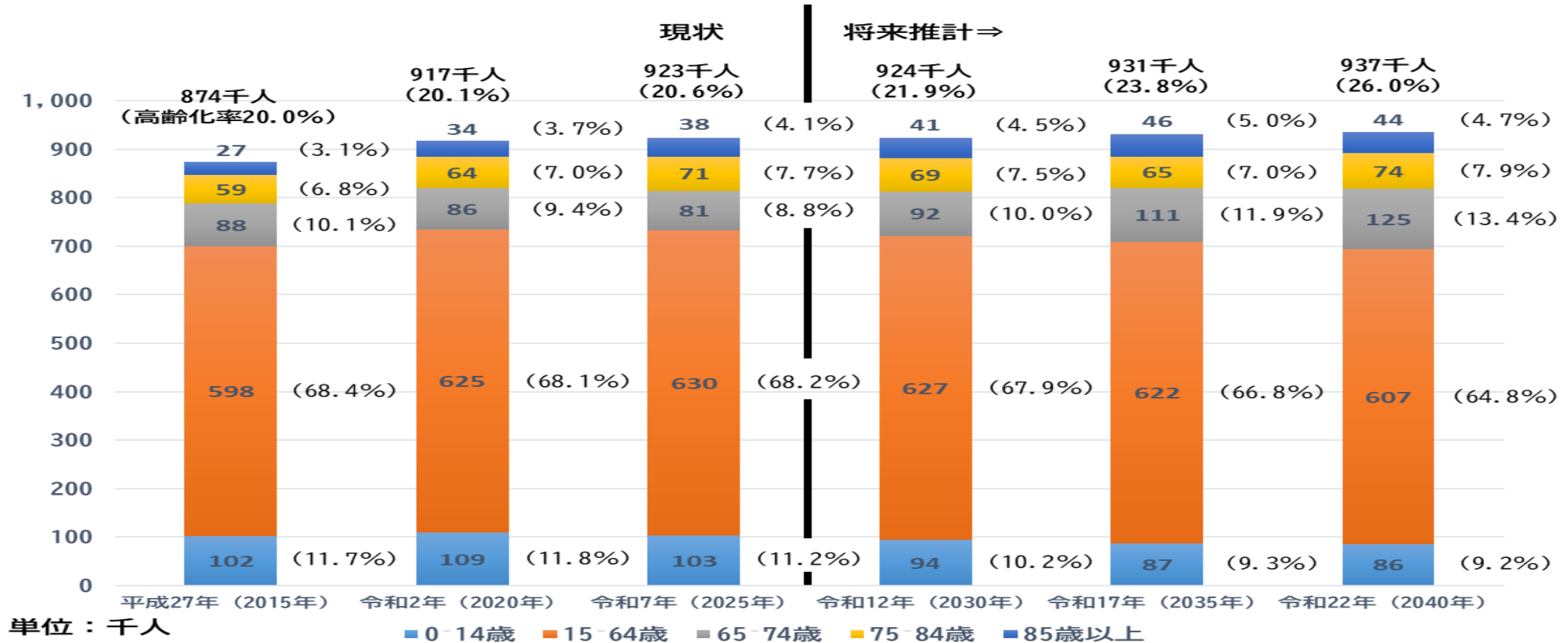


令和5年度 老人保健事業推進費等補助金
「認知症及び軽度認知障害の有病率調査並びに将来推計に関する研究」
(研究代表者 九州大学 二宮利治)

世田谷区の人口と将来推計

○世田谷区の人口の現状と将来推計（各年1月1日）

- ・区将来人口推計によると、令和7年以降も高齢者の占める割合が増える一方で、15～64歳（生産年齢人口）と0～14歳（年少人口）は一貫して減少する。



（出典：世田谷区将来人口推計（令和5年7月））

共生社会の実現を推進するための認知症基本法 (2024年1月1日施行)

共生社会の実現を推進するための認知症基本法 概要

- 1.目的
- 認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進
- ⇒ **認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現を推進**

～共生社会の実現の推進という目的に向け、基本理念等に基づき認知症施策を国・地方が一体となって講じていく～

- 2.基本理念
- 認知症施策は、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、①～⑦を基本理念として行う。
- ① 全ての認知症の人が、基本的な権利を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができる。
 - ② 国民が、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めることができる。
 - ③ 認知症の人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるものを除去することにより、全ての認知症の人が、**社会の対等な構成員として、地域において安全にかつ安心して自立した日常生活を営むことができる**とともに、自己に直接関係する事項に関して意見を表明する機会及び社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその個性と能力を十分に発揮することができる。
 - ④ 認知症の人の意向を十分に尊重しつつ、良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが切れ目なく提供される。
 - ⑤ 認知症の人のみならず家族等に対する支援により、認知症の人及び家族等が地域において安心して日常生活を営むことができる。
 - ⑥ **共生社会の実現に資する研究等を推進するとともに、認知症及び軽度の認知機能の障害に係る予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方及び認知症の人が他の人々と支え合いながら共生することができる社会環境の整備**その他の事項に関する科学的知見に基づく研究等の成果を広く国民が享受できる環境を整備。
 - ⑦ 教育、地域づくり、雇

3.国・地方公共団体

国・地方公共団体は、**共生社会の実現に寄与するよう努め**

政府は、認知症施策を推進するにあたり、**関係者等**と連携し、**認知症の人及び家族等の意見**を聴く。

※その他保健医療・福祉

- 4.認知症施策推進基本計画等
- 政府は、認知症施策推進基本計画を策定（認知症の人及び家族等により構成される**関係者会議**の意見を聴く。）
- 都道府県・市町村は、それぞれ都道府県計画・市町村計画を策定（認知症の人及び家族等の意見を聴く。）（努力義務）

- 5.基本的施策
- ①【**認知症の人に関する国民の理解の増進等**】
国民が共生社会の実現の推進のために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深められるようとする施策
 - ②【**認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進**】
 - 認知症の人が自立して、かつ、安心して他の人々と共に暮らすことのできる安全な地域作りの推進のための施策
 - 認知症の人が自立した日常生活・社会生活を営むことができるようとするための施策
 - ③【**認知症の人の社会参加の機会の確保等**】
 - 認知症の人が生きがいや希望を持って暮らすことができるようとするための施策
 - 若年性認知症の人（65歳未満で認知症となった者）その他の認知症の人の意欲及び能力に応じた雇用の継続、円滑な就職等に資する施策
 - ④【**認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護**】
認知症の人の意思決定の適切な支援及び権利利益の保護を図るための施策
 - ⑤【**保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等**】
 - 認知症の人がその居住する地域にかかわらず等しくその状況に応じた適切な医療を受けることができるための施策
 - 認知症の人に対し良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスを適時にかつ切れ目なく提供するための施策
 - 個々の認知症の人の状況に応じた良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるための施策
 - ⑥【**相談体制の整備等**】
 - 認知症の人又は家族等からの各種の相談に対し、個々の認知症の人の状況又は家族等の状況にそれぞれ配慮しつつ総合的に応ずることができるようにするために必要な体制の整備
 - 認知症の人又は家族等が孤立することがないようにするための施策
 - ⑦【**研究等の推進等**】

研究及び臨床研究、成果の普及等
支え合いながら共生できる社会環境

▶ **本人が希望と尊厳をもって暮らす「共生社会の実現」にフォーカスが当てられた。**

▶ **「予防」は目的ではなく施策の1つ（手段）として位置付けられた。**



※基本計画の策定に当たっては、本部に、認知症の人及び家族等により構成される**関係者会議**を設置し、意見を聴く。

※ 施行期日等：公布の日から起算して1年を超えない範囲内で施行、施行後5年を目途とした検討

これからの認知症施策のキーワード



「共生社会の実現」

認知症があってもなくても、認知症の方に限らず…

外国籍の方、性的マイノリティの方、障害のある方、子育て中の方など…

➡全ての人が「共に生きる」社会へ



「新しい認知症観」

認知症になったら何もできなくなるのではなく、出来ること・やりたいことがあり、
住み慣れた地域で仲間とつながりながら、
希望を持って自分らしく暮らし続けることが出来るという考え方。



➡認知症の方も含めた「共生社会の実現」を進めるチカラになります。

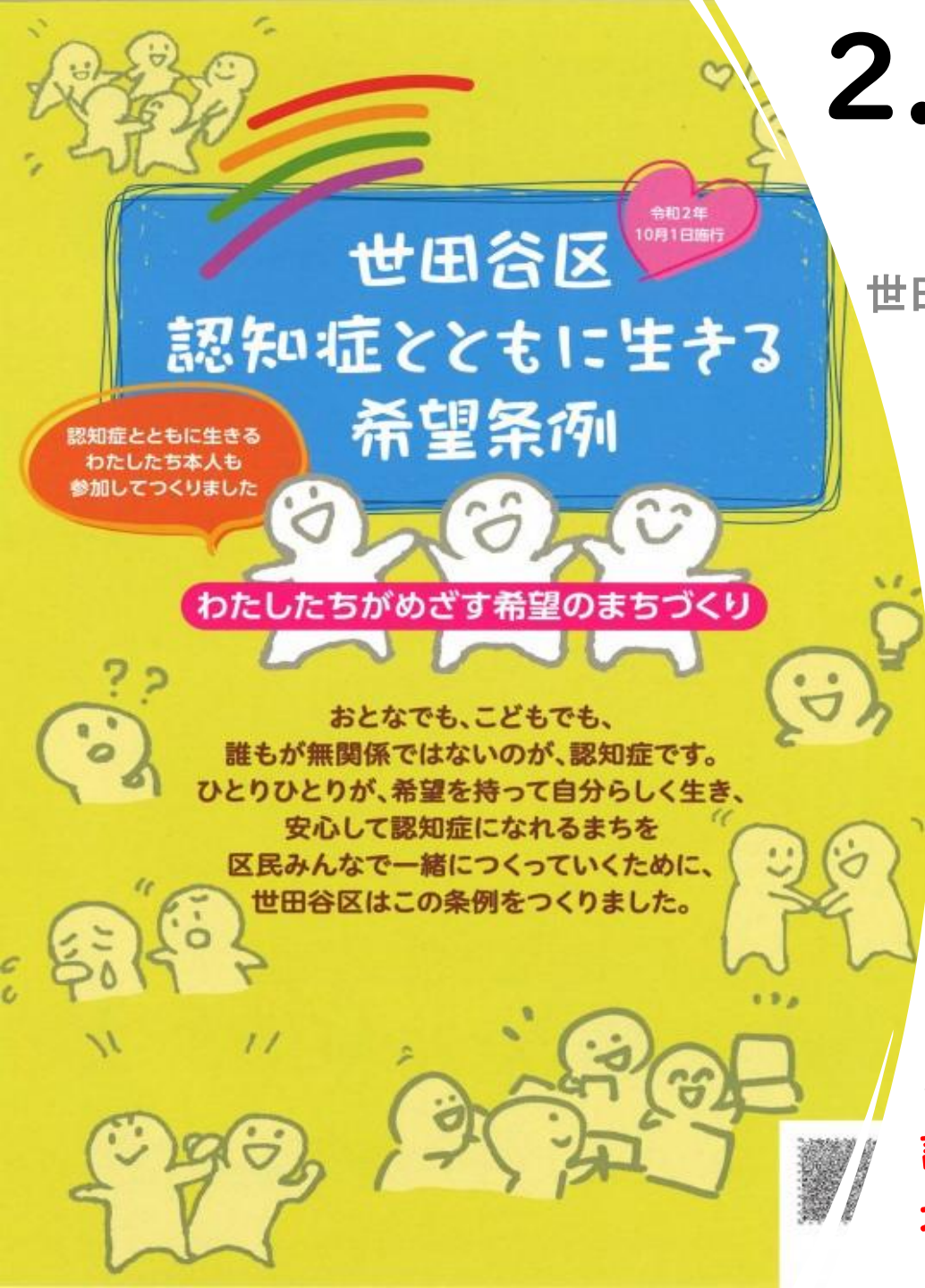
2. 世田谷区取り組み

世田谷区民が、未来志向で取り組みを進めていく道標

世田谷区 認知症とともに 生きる希望条例

(令和2年10月施行)

「希望条例」という言葉には、
これまでの社会に残っていた認知症に対する差別・偏見をとり払い、
認知症の本人が尊厳をもって
地域で暮らすことができるようにという「思い」が込められています。



「希望条例」の基本理念

【第3条】

- 自分らしく生きる希望を持ち、どの場所で暮らしていてもその意思と権利が尊重され、自分のチカラを発揮しながら、安心して暮らし続けられることができる地域を作る。
- 区民、地域活動団体、関係機関および事業者が認知症に対し深い関心を持ち、自らのことと捉え、自主的かつ自発的な参加および協働により地域との関わりをもつことで、地域共生社会の実現を図る。

「希望条例」で大切にしている4つの視点

- ① いままでの認知症の考え方を変える。
- ② みんながこの先の「そなえ」をする。
- ③ ひとりひとりが希望を大切にしたい、
ともに暮らすパートナーとして支えあう。
- ④ 認知症とともに今を生きる本人の希望と、
あたりまえに暮らせること（権利・人権）を
いちばん大切に。



誰もが暮らしやすい
地域と社会づくり



希望条例 普及啓発イベント

認知症月間イベント&条例5周年イベント

- 【テーマ】 **認知症を知る！ 触れる！ 感じる！**
- 【開催日】 9月20日（土） 午後2時～4時 参加者 115人
- 【内 容】
- ・シンポジウム
 - ・ハワイアンカフェ
 - ・認知症があっても一人暮らしを続ける工夫展
 - ・認知機能チェッカーVR体験



■ ハワイアン喫茶 (本人交流会企画)



■ 認知症があっても 一人暮らしを続けるための工夫展

■ シンポジウム



認知症月間におけるライトアップ



保健医療福祉総合プラザにて、9月20日（土）認知症の日の前後1週間、同建物4階の医師会と連携し、認知症の普及啓発活動のテーマカラーのオレンジ色にライトアップを行った。

世田谷区認知症とともに生きる希望計画

世田谷区認知症とともに生きる希望条例を着実に実現していくため、
「一人ひとりの希望及び権利が尊重され、ともに安心して自分らしく暮らせるまち、せたがや」
を目指して、認知症施策を総合的に推進することを目的として策定。

5つの基本方針

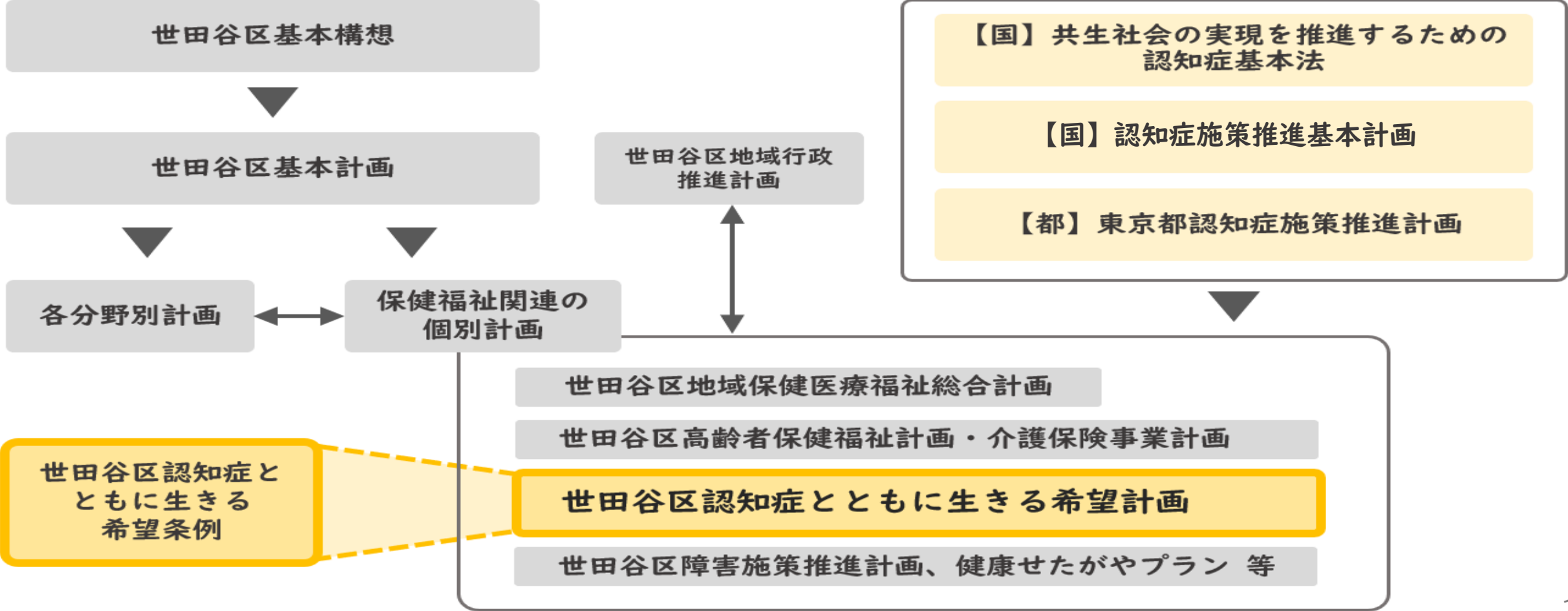
- ① 本人の声を聴き、本人とともに
- ② 4つの重点テーマを掲げ、区をあげて
- ③ 小さく始めて、改善しながら、大きく広げる
- ④ 多世代・多分野の人たちが参加し、つながりながらともにつくる
- ⑤ 中・長期的に世田谷の未来像とともに思い描きながら



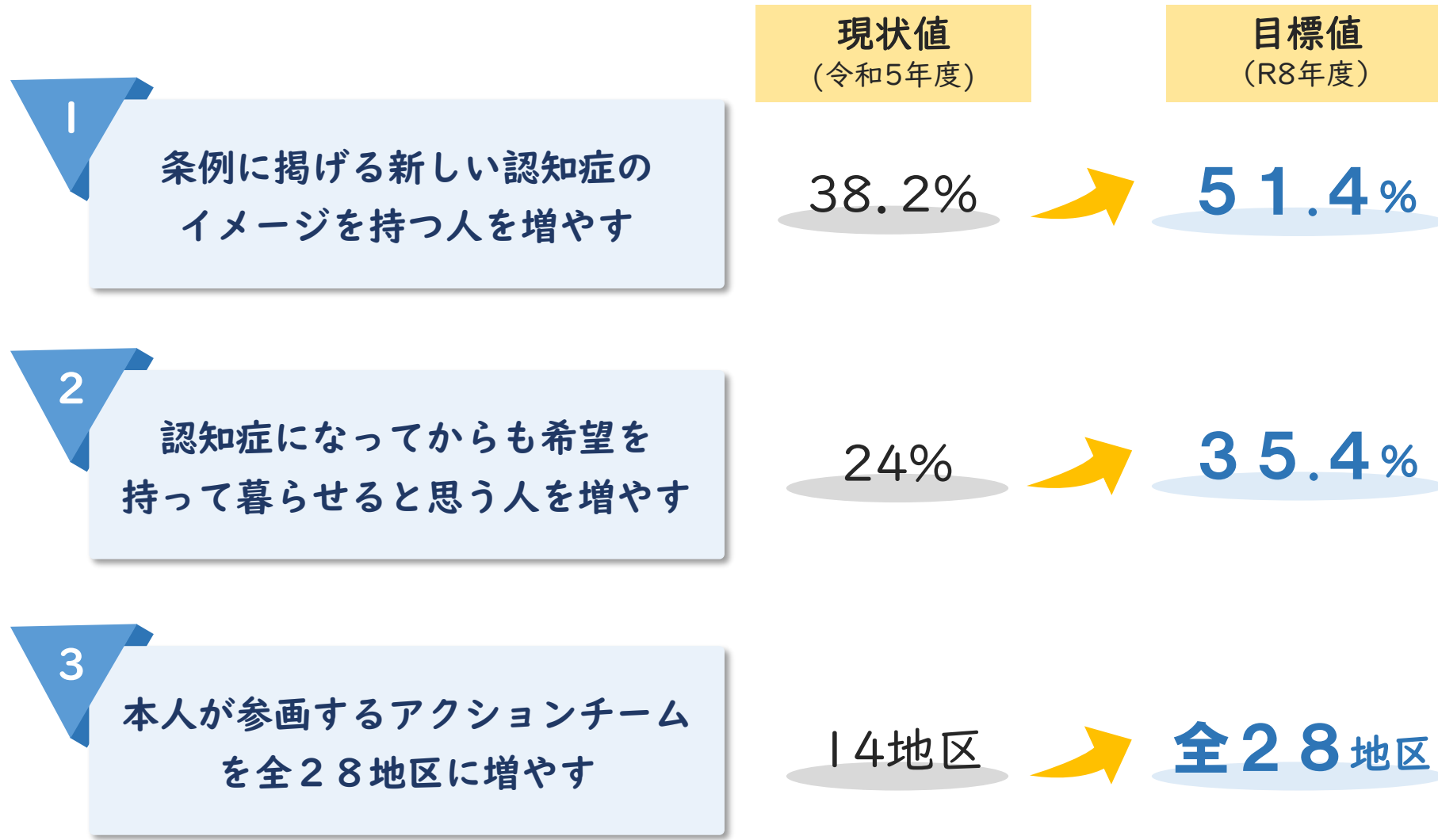
第2期世田谷区認知症とともに生きる希望計画
(令和6年度～令和8年度)

世田谷区認知症とともに生きる希望計画の位置づけ

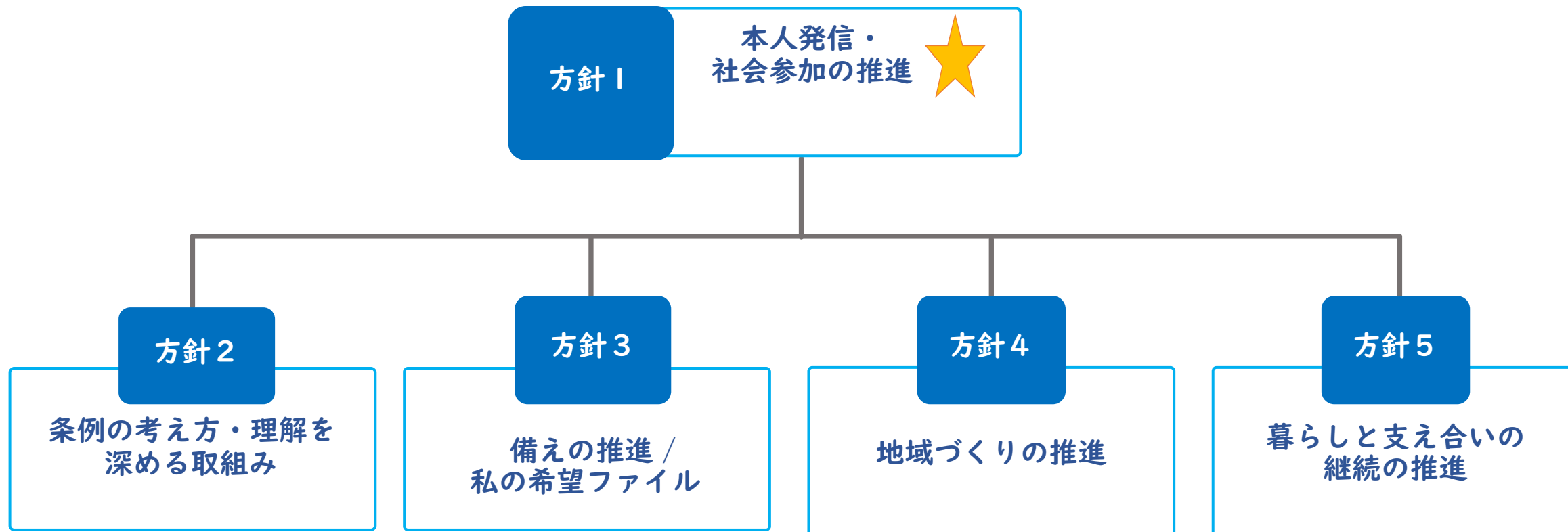
「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」に基づく市町村認知症施策推進計画として位置付けるとともに、認知症施策推進基本計画（国）や東京都認知症施策推進計画を踏まえ、世田谷区基本構想や庁内他計画との調和・整合が保たれた計画とする。



第2期計画の目標（3年間のマイルストーン）



認知症施策の体系と取組み方針について



第2期計画における特徴的な取組み

1

本人発信・社会参画の機会の拡充

本人が自らの思いや体験、希望をオープンにして発信したり、自分の可能性や個性を発揮して地域社会に参画し、活躍できる場や機会を一層広げる取組みを行います。

また、講演会やアクション講座等での本人発信等を通じて、区民の認知症観の転換を図り、条例の基本理念を広めていきます。



2

本人が参画したアクションの充実

各地区で始まっているアクションに、より多くの本人が参画し、より良い取組みについて全区で情報共有しながら、全28地区で活動を広げていきます。

また、地域づくりの推進役等との連携・協働により、区全体でアクションチームの取組みを発展させていきます。



3

診断後支援・相談体制の強化

認知症診断後の本人や家族等に対し、あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）等で相談者に寄り添う対応の充実を図り、気軽に相談できる環境を整えます。

また、地域活動や社会資源等のインフォーマルな情報も案内できる相談支援体制の強化や気軽に集える場づくりに取り組みます。



4

専門職や医療機関との連携による認知症ケアの充実

ケアプラン作成等の際に、本人の尊厳と権利を最大限に尊重した意思決定支援が行えるよう、ケアマネジャー等の専門職と、かかりつけ医や認知症サポート医等の医療機関との連携を強化し、条例の考え方を踏まえた認知症ケアの充実を図ります。



世田谷区認知症在宅生活サポートセンター

認知症になっても安心して生活できる地域社会の実現に向けて、
専門的かつ中核的な役割を果たす拠点。



■開設：令和2年4月1日

■場所：世田谷区立保健医療福祉総合プラザ
（世田谷区松原6-37-10）内 1階

■スタッフ：保健師、看護師、医師、作業療法士、
精神保健福祉士、社会福祉士など

■運営体制：常勤10名＋非常勤

※希望条例の推進にあたり、区と共同事務局として取り組みに応じた事業展開を行っている。

世田谷区認知症在宅生活サポートセンター 5つの機能

1 訪問サービスによる 在宅支援のサポート

初期集中支援チームによる早期対応、
早期支援のサポート

2 家族支援のサポート

家族向けの講座の実施、家族会の運営支援

3 普及啓発・情報発信

認知症に関する情報収集、区民・関係機関
等への普及啓発・情報発信

4 技術支援・連携強化

事例検討等を通じた在宅支援に関する
スーパービジョンの実施

5 人材育成

あんしんすこやかセンター向けの研修、
世田谷版キャラバン・メイト養成研修



世田谷区の認知症関連事業（抜粋）

①認知症の本人向け

- 認知症初期集中支援チーム事業
- もの忘れ相談会
- 医師による認知症専門相談事業
- 認知症本人交流会
- 認知症カフェの運営支援、交流会

②家族向け

- 認知症家族のための「心のケア講座」
- 認知症の人を介護する家族のこころの相談
- 家族会・介護者の会の運営支援、交流会

③一般区民向け

- 認知症講演会（普及啓発イベント）
- 認知症を知る講座
- 若年性認知症講演会
- 機関誌「にんさぽだより」の発行
- 認知症あんしんガイドブックの発行（認知症ケアパス付き）
- ホームページ等での情報発信

④関係機関向け

- インフォーマルサービス情報誌の発行
- 地域ケア会議への出席・スーパーバイズ
- 認知症専門相談員連絡会・研修会
- アクション講座の開催支援（世田谷版認知症サポーター養成講座）
- 世田谷版キャラバン・メイト養成研修

あんしんすこやかセンターの
認知症に関する
後方支援も行っています！



認知症本人交流会

- 認知症や、もの忘れが気になる方、家族などパートナーが、日々の暮らしや楽しみを語り合う場。年6回（奇数月）開催。



会場 うめとびあ 世田谷区立保健医療福祉総合プラザ1階
(世田谷区松原 6-37-10) ※会場地図は裏面をご確認ください

時間 午後1時30分～3時30分

令和8年度 開催日程	5/15 金 研修室A	6/10 水 カンファレンス ルーム1	7/9 木 研修室A	8/12 水 カンファレンス ルーム1	9/10 木 研修室A
10/9 金 カンファレンス ルーム1	11/13 金 実習室	12/10 木 カンファレンス ルーム1	令和9年 1/14 木 実習室	令和9年 2/12 金 カンファレンス ルーム1	令和9年 3/10 水 実習室

※日にちや場所は変更となる可能性があります。お申し込みの際にご確認ください。

お申込み

世田谷区認知症在宅生活サポートセンター
受付時間
月一金(祝日除く) 午前8時30分～午後5時

03-6379-4315

認知症を知る講座

- 認知症も含めた、健やかに年齢を重ねる「そなえ」について学ぶ講座。年4回開催。

開催日	講師	会場	申込期間
6/9 [月曜日]	野澤 宗央 世田谷区認知症在宅生活サポートセンター 医師	成城ホール (成城6-2-1)	5/1 ~ 6/5 (木)
10/30 [木曜日]	古田 伸夫 氏 希風会病院認知症医療センター センター長	烏山区民会館 ホール (南烏山6-2-19)	9/15 ~ 10/28 (月)
11/26 [水曜日]	遠矢 純一郎 世田谷区認知症在宅生活サポートセンター 医師	玉川せせらぎホール (等々力3-4-1)	10/15 ~ 11/21 (水)
令和9年 1/19 [月曜日]	浅見 大紀 氏 公認心理師 臨床心理士/日本老年精神医学会認定上級専門心理士	三茶しゃれなあとホール 5階オリオン (三軒茶屋1-41-10 三茶駅西口ビル4～6階)	12/15 ~ 1/15 (月)

時間 午後2時～午後4時 (午後1時45分受付開始)
対象 世田谷区在住・在勤・在学の方
申込み せたがやコールまたはFAX・WEBからお申し込みください。
TEL ▶ 03-5432-3333
FAX ▶ 03-5432-3100 (受付時間: 午前8時～午後9時/年中無休)
WEBでのお申し込みはこちら <https://setagaya-ninsapo.jp/>
主催 世田谷区 世田谷区認知症在宅生活サポートセンター (電話) 03-6379-4315 (FAX) 03-6379-4316
参加費 無料
音声コード

認知症家族のための心のケア講座

- 介護者の心身のストレスを和らげる知識や実践法をお伝えする講座。
春と秋の年2回（1クール4日制）開催。

令和7年度

介護から離れる時間をつくってみませんか。

参加費 無料

認知症家族のための
心のケア講座

介護者が抱えるストレスを和らげるために役立つ知識、リラックス方法などを、講義と実践を交えてお伝えします。介護者同士で思いを共有しながら参加できる全4回制の講座です。

プログラムと日程	前期	後期
ワークショップ 介護ストレスと向き合うヒント	5/13(火)	10/9(木)
心安らや手法1 香りを楽しむ アロママッサージ	5/27(火)	10/23(木)
心安らや手法2 植物の力を借りる 園芸療法	6/10(火)	11/6(木)
講義 介護家族の心の理解とストレスケア	6/24(火)	11/27(木)

時間 午後2時～3時30分

会場 前期 世田谷区立保健医療福祉総合プラザ 1階 研修室（松原6-37-10） 後期 成城ホール 4階 集会室（成城6-2-1）

対象 世田谷区在住・在勤・在学中で、認知症の方を介護している家族の方
※各期の全日程におおむね参加できる方

申込方法 電話またはFAX・WEBから申し込みください。
世田谷区認知症在宅生活サポートセンター ☎ 03-6379-4315
受付時間：月～金（土日除く） 午前8時30分～午後5時

FAX 24時間受付
白紙に氏名・電話番号・（心のケア講座）と記載し送信してください。 FAX 03-6379-4316

WEB 24時間受付
こちらの二次元コードよりお申し込みください。

申込期間 前期 4/15～5/8 後期 9/1～10/3

主催・お問い合わせ 世田谷区認知症在宅生活サポートセンター Tel 03-6379-4315 / Fax 03-6379-4316 世田谷区

認知症の方の家族会

- 認知症の方などを介護されている家族が、
介護のヒントや経験などを共有したり、思いを語り合う場。

認知症の人を介護する家族のこころの相談

- 認知症の方を介護する家族を対象に、
臨床心理士による個別相談。
あんしんすこやかセンターや保健福祉課が
個別に周知。
あんすこ経由で、ケアマネに周知。

「インフォーマルな取り組み」が掲載されています

- その人のこれまでの暮らしや、興味・関心に沿って、日々の生活が続けること自体が、張り合いや楽しみ、健康づくりにつながるように…インフォーマルな取り組みも盛り込みながら。



認知症初期集中支援チーム事業

【事業概要】

認知症（疑い含む）の本人や家族を対象に、看護師・リハビリ職等の専門職が、あんしんすこやかセンターと協力しながら約6ヶ月間、月1回程訪問し、集中的に支援を行うことで、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築する。

初期とは？

- ①認知症の発症後のステージとしての「初期」 ②認知症の人への関わりの「初期（ファーストタッチ）」

【対象者】

おおむね40才以上で在宅で生活しており、かつ、認知症が疑われる人
または認知症の人で以下のいずれかの基準に該当する者。

★医療サービス、介護サービスを受けていない者、
または中断している者で、以下のいずれかに該当する者。

- ①認知症疾患の臨床診断を受けていない
- ②継続的な医療サービスを受けていない
- ③適切な介護保険サービスに結びついていない
- ④診断されたが介護サービスが中断している



認知症初期集中支援チーム事業の主な流れ

あんしんすこやかセンター

あんすこに相談

お住まいの地区の
あんすこに相談



チーム員と
あんすこ職員が
ご自宅を訪問

身体や生活状況、
本人の希望する
生活を確認します。



会議による
支援方針の検討

多職種で状況を
共有し、総合的に
整理します。

POINT
チーム員医師が
必ず出席します

原則 **6** か月

再訪問、支援方針の説明・支援の実施

たとえば...

認知症に関する
正しい情報提供

状態に応じた助言や
生活環境の改善

本人と家族の
心理的サポート

医療機関の受診や
介護保険サービスの提案

介護保険以外のサービス
に関する情報提供

など

POINT

必要に応じて かかりつけ医と連携していきます

訪問と会議を重ねながら支援します

引き継ぎ

これまでの関わりを
踏まえて、
医療・介護サービスや
地域で利用できる
サービスへ
繋がります



もの忘れ相談会

医師による個別相談会。家族のみの相談も可能。各あんすこで年1回実施。

1

事前予約



相談内容の聴取
(既往歴・
もの忘れの状況など)

2

相談会当日

(あんしんすこやかセンターの職員が同席)



医師との個別相談



事後相談
(相談内容の確認)

3

フォローアップ

(各連絡票の作成)



・かかりつけ医への結果連絡
・もの忘れ外来等への受診

アクション講座（世田谷版認知症サポーター養成講座）

「認知症観の転換」や「本人発信」「地域づくり」等を推進するため講座

認知症の本人の声を聴き、認知症のイメージを転換しながら
自分事として地域の中で、認知症になっても自分らしく暮らしていくため
何が必要かを話し合い、実践（アクション）につなげていく講座

アクション講座受講者の認知症のイメージの変化

【講座前】

「もの忘れが激しい」
「外を徘徊する」
「自分で行動できない」 など



【講座後】

「認知症でも笑顔で暮らすことができる」
「誰もがなりうる 自分事でもある」
「認知症になっても出来ることがある」 など



アクションを起こす**アクションチーム**が、少しずつ立ち上がっています！



アクション講座テキスト
みんなでアクションガイド
(左:通常版 右:小学生向け)



認知症あんしんガイドブック

認知症について知りたい方や認知症と診断された方、ご家族などに向けた3冊構成の冊子

本冊



認知症に関する
様々な情報を掲載

別冊



本人の声や仲間づくり
に関する情報を掲載

資料編



相談先やサービスの
情報をまとめて掲載

お近くのあんしんすこやかセンターでお渡しでき

認知症による行方不明の方への相談対応と備え

できるだけ
早く警察に通報!
1時間以内に

「もしも」家族や大切な人が
いないことに気づいたら
認知症による行方不明への対応と備え～



最初に **警察署** へすぐに相談しましょう!

警察署への相談や届出は、一刻も早いほうが無事に早く発見される可能性が高くなります。本人がいないことに気づいたら、すみやかに110番通報しましょう。

? 警察には何を伝えたら良いですか?

本人の氏名、性別、年齢、特徴、いなくなった時の様子、服装、よく行きそうな場所など、できるだけ詳しい情報をお伝えください。

次に **高齢者安心コール** に連絡しましょう!

以下の対応が可能です。

- 世田谷区24時間安全安心パトロールでの捜索
- 世田谷区役所内、あんしんすこやかセンター、近隣自治体への情報提供
- せたがや一人歩きSOSネットワーク（地域の協力者への呼びかけ）
- 災害・防犯情報メール配信サービス（区民の皆さんへの協力の呼びかけ）

高齢者安心コール（24時間365日対応）
電話：03-5432-1010 FAX:03-5432-1030

「災害・防犯情報メール」では、
区からの災害・防犯情報等を配信しています。
ぜひご登録ください!



音声
コード

2024.4.1

「もしも」に備えてできること

行方不明を未然に防ぎ、
行方不明になっても見つけれられる対策をすることで、
安心して外出を続けることができます

高齢者見守りステッカーを利用しましょう!

ステッカーを靴や衣類等の身の回りの物に貼り付けておくことで、警察等に保護された際に、ステッカーに記載の登録番号から、24時間365日対応している高齢者安心コールを通じ、事前登録いただいた緊急連絡先に連絡をする仕組みです。



費用は
かかりません

対象者 以下①、②を全て満たす方
①区内に住居登録がある方
②要介護1以上の認定を受け、認知症により外出すると自宅等に
戻れない事が「ときどきある」や「常にある」状態の方

配付物 見守りステッカー 1人20枚

事前登録内容 住所、氏名、性別、生年月日、電話番号、緊急連絡先（2名）

申込先 高齢者安心コール 電話:03-5432-1010 FAX:03-5432-1030

安心して外出をするためにできることがあります! **Point!**

- 服装や、よく履く靴、よく持って出かける物、よく歩くルートや立ち寄り先などを覚えておきましょう。
- 名前や連絡先を、衣類や持ち物の外から目立たないところに書いておきましょう。
【例】タグやポケット内側、靴の内側など
- なるべく直近に撮影した、本人と分かる写真を準備しておきましょう。
- 周りの人に伝えたいことも書ける「希望をかなえるヘルプカード」を活用しましょう。
- 電波を利用して居場所を特定しやすい機器（GPS）や、外出を感知する
見守りセンサーなどの便利な機器を活用しましょう。

「希望をかなえる
ヘルプカード」の
詳細はこちら



「せたがや一人歩きSOSネットワーク」に登録しましょう!

本人や家族等が、お近くの地域社協事務所または社協地区事務局で事前登録をお願いします。
本人が行方不明になった際、地域の協力者に本人の特徴（服装・写真など）をメール配信します。
24時間365日受付可能です。

【せたがや一人歩きSOSネットワークの問合せ先】
社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会地域社協課
電話:03-5429-2206 FAX:03-5429-2204

せたがや一人歩き
SOSネットワークの
詳細はこちら



【発行】世田谷区高齢福祉部介護予防・地域支援課
電話:03-5432-2954 FAX:03-5432-3085

発見された後、
**再発防止の
備え**が大切!

事例検討や
個別ケア会議等で
対応策を関係者と
ともに話し合おう!

3. これからの認知症ケアについて

自分らしい暮らし

認知症発症

生活の 支障が増える

全身状態低下

人生のゴール

認知症の古い
イメージのままの
地域で暮らして
いる場合



認知症の新しい
イメージをみんなが
持てる地域で暮ら
している場合



どの段階でも
あきらめず
より良い状態で
暮らせるように！



元気なころから出会い
知り合い仲間を増やす

変化・生活のしづらさに
早く気づき地域で支えあう

地域で暮らし続けることを
専門職や仲間と一緒に支えあう

さいごまで自分らしく生ききる
日々を専門職や仲間と一緒に支えあう

周囲の関わり方で、 認知症の進行速度が違います



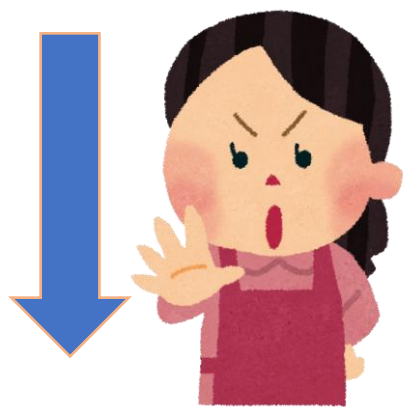
認知症でわからないこと
が増え、失敗が多くなる



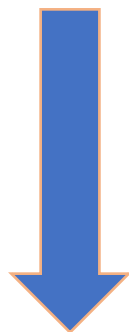
周囲の方の支援的
態度や理解、笑顔



認知症の緩やかな進行



周囲の方の
非難・否定



自信を失い、すべてが面倒に
将来の希望がなくなりうつ状態に・・・

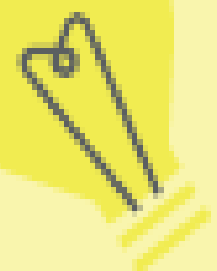


認知症の急速な進行

**病気や症状だけを見ないで
本人がよりよく生きていけるように、
暮らしやすい環境を
いっしょにつくろう！**



POINT!



自分らしく暮らしていくために

以下のリスクを避けましょう

- ✕ 社会的孤立、うつ
- ✕ 難聴や視力低下など周囲の情報が入りにくい状況
- ✕ 高血圧や糖尿病、高コレステロール、肥満など
- ✕ 喫煙や過度な飲酒

【引用】医学雑誌「ランセット」
常設委員会の 2024 年報告書

1人で抱え込まず、
早めに相談を！



フレイル・ドミノ

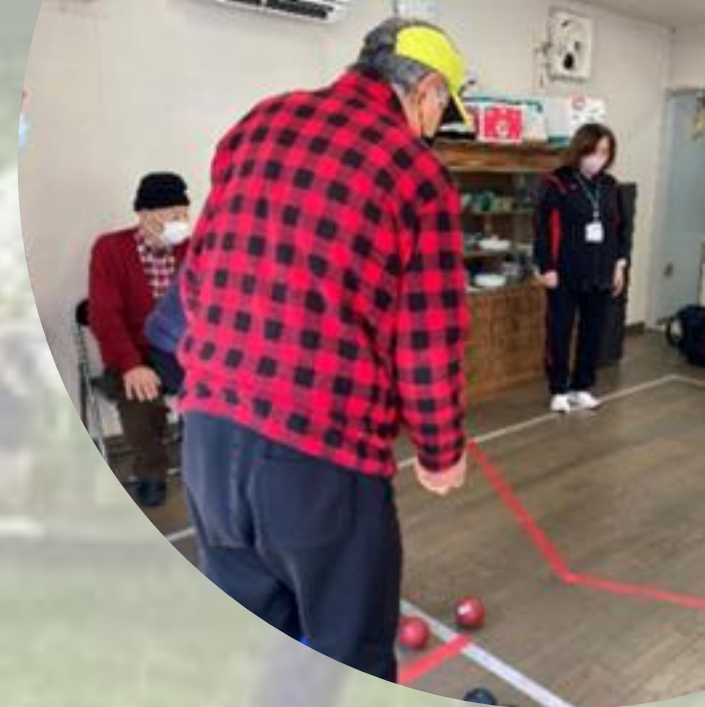
～入口は「社会とのつながり」の欠如～

ドミノ倒しにならないように!

社会とのつながりを
失うことが
フレイルの
最初の入口です。



出典：東京大学高齢社会総合研究機構・飯島勝矢「フレイル予防ハンドブック」から引用

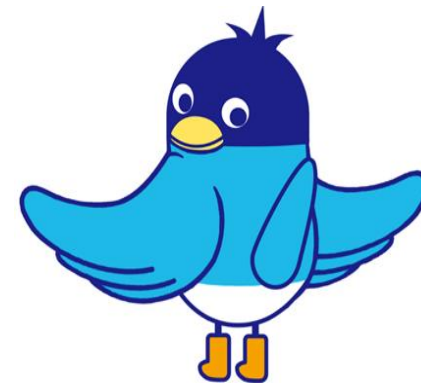


各地区のアクション

各地区で、アクション講座を一緒に受けた地域のつながりから、認知症のご本人の希望を実現する動きから、既存の地区の活動から・・・



「アクションチーム」とは？



認知症本人の「やりたい」という声を起点として、
認知症本人を含めた地域の人々が出会い、
対話を通してつながり、
ともに楽しみながら身近な場所で
様々な活動を展開している集まりのこと。

(認知症在宅生活サポートセンターHPより抜粋)

焦らずに
じっくり

認知症本人の声を踏まえ、自分たちの住むまちが、どうありたいか自分事として考えることが大切！

(「アクションチームに関するQ&A」より抜粋)



縁側カフェ

医療福祉の専門職、ご家族、当事者の方、地域の方々等、カフェにいらした皆さま同士で、ご自身の好きなことなど、お茶を飲みながら、ゆるやかに話ませんか？当日は、医療福祉の相談員もいます。ぜひ、気軽にお立ち寄りください。

スマホの操作等のご相談も、お受けします！

毎月第2月曜日
14:00～17:00



各地区で、まちづくりにつながる様々な“アクション”が生まれています。



世田谷区の認知症に関する情報は 認知症在宅生活サポートセンターのホームページをご覧ください！

認知症在宅生活サポートセンターのHPでは
認知症に関する相談窓口や、
区内で実施されている認知症関連事業や
講演会などの情報を掲載しています。

また、各地区のアクションチーム等の情報も
掲載しています。



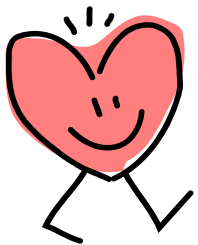
認知症在宅生活サポートセンター
ホームページ



これからの認知症ケアの在り方

- ◆ 本人の声を聴く／意思決定支援／パーソンセンタードケア
- ◆ スtrenghs（強み）をアセスメントし、いかす
- ◆ 潜在能力・残存能力が最大限引き出される環境づくりを支援
（活躍の場、活躍の機会を最大化）

インフォーマルな地域の強みも意識してケアプランに！



「本人交流会」や「認知症カフェ」、アクションチームなど・・・
インフォーマルな活動に、ご本人と一緒に参加してみてください！
お一人での見学もお待ちしています♪

